

1. 議事日程

[令和3年第1回安芸高田市議会3月定例会第22日目]

令和3年3月17日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
日程第3 議案第8号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第2号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第3号 安芸高田市精神障害者医療費支給条例
日程第6 議案第4号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する
条例
日程第7 議案第27号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第5号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第6号 安芸高田市八千代いこいの森設置及び管理条例を廃止する条例
日程第10 議案第7号 財産の無償貸付について
日程第11 議案第18号 令和3年度安芸高田市一般会計予算
日程第12 議案第19号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
日程第13 議案第20号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
日程第14 議案第21号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計予算
日程第15 議案第22号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
日程第16 議案第23号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
日程第17 議案第24号 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会
計予算
日程第18 議案第25号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計予算
日程第19 議案第26号 令和3年度安芸高田市水道事業会計予算
日程第20 議案第28号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）
日程第21 議案第29号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
日程第22 議員派遣の件について
日程第23 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三

13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市	長	石丸伸二	副	市	長	米村公男																	
教	育	長	永井初男	総	務	部	長	西岡保典															
企	画	振	興	部	長	猪掛公詩	市	民	部	長	宮本智雄												
福	祉	保	健	部	長	兼	福	祉	事	務	所	長	大田雄司	産	業	振	興	部	長	重永充浩			
産	業	振	興	部	特	命	担	当	部	長	行森俊荘	建	設	部	長	兼	公	営	企	業	部	長	平野良生
教	育	次	長	福井正	消	防	長	土井実貴男															
総	務	課	長	内藤道也	財	政	課	長	高藤誠														

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事	務	局	長	森岡雅昭	事	務	局	次	長	佐々木浩人
総	務	係	長	國岡浩祐	主	任	主	事	岡憲一	

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
1点、監査委員より、令和3年1月分の例月出納検査の報告がありました。  
写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において13番
秋田議員、及び14番 金行議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第1号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○宍戸議長 日程第2、議案第1号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。  
指定管理に関する議案については、地方自治法第117条及び安芸高田市議会委員会条例第18条の除外が適用されますので、ここで秋田議員の退場を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時02分 休憩

午前10時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
本案は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。  
山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。  
令和3年2月24日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。  
付託のあった議案につきまして、3月2日に総務文教常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。  
議案第1号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、

安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者の候補者を選定したため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より、「例えば向原駅の駐車場については、昨年1年間となっていた指定管理の期間を3年にしたことにより、3年間駐車料金を無料化にできないということまで拘束することになるのか。」との質疑があり、執行部より、「現在、向原駅の駐車場の料金については、市として周辺の民間施設とのバランス等を考慮しているが、これは3年間、必ずこうでなければならぬと拘束するものではなく、状況により、より効率的で市民の利便性を高める方策があった場合には、そのように整理ができる部分があると思っている。」との答弁がありました。

また、委員より、「指定管理者は、指定管理施設に対してどこまで責任を負うことになるのか。」との質疑があり、執行部より、「指定管理者の役割分担はマニュアルで決めており、料金の減免や事故・火災等、包括的責任として、最終的な責任は市が負うことになるが、施設の維持管理や、その他の施設内の機械管理等は指定管理者で行うこととなる。」との答弁がありました。

以上の議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第1号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。



日程第3 議案第8号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第3、議案第8号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 令和3年2月24日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、3月2日に総務文教常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。議案第8号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正され、4月1日から施行されることに伴い、安芸高田市火災予防条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上の議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第2号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号 安芸高田市精神障害者医療費支給条例

日程第6 議案第4号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第27号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第6号 安芸高田市八千代いこいの森設置及び管理条例を廃止する条例

日程第10 議案第7号 財産の無償貸付について

○宍戸議長 日程第4、議案第2号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、日程第10、議案第7号「財産の無償貸付について」の件までの7件を一括して議題といたします。

本案は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

大下産業厚生常任委員長。

○大下産業厚生常任委員長 おはようございます。

令和3年2月24日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を報告いたします。

付託のあった7議案につきまして、3月3日に、産業厚生常任委員会を開き、審査を行いました。

議案第2号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、県単位で運営されている国民健康保険について、県から示された指示数値を参考に税率を改定するため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「約7億円ある国保の財政調整基金は、医療費限定で使われる考えか。」と質疑がありました。執行部より、「財政調整基金は納税者が納めた税の余剰金を積み立てたものなので、基本的には国保の会計の中で使っていく。しかし、国保の方が75歳以降後期高齢者医療になることを踏まえ、後期高齢者医療の被保険者の方の健診や健康づくり等の費用にも使用したいと考えている。」と答弁がありました。

次に、議案第3号「安芸高田市精神障害者医療費支給条例」は、広島県福祉医療費公費負担事業に新たに精神障害者医療費公費負担事業が追加されることに伴い、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院医療費の一部を助成する条例を制定するものであります。

委員より、「精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は何人おられるのか。」と質疑があり、執行部より、「現時点で14名の対象の方がおられる。」と答弁がありました。

次に、議案第4号「安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されることに伴い、本市の当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症を定義していた条項が削除されたことに伴い、本市の当該条例の一部を改正するものであります。

委員より、「新型コロナウイルスの変異株はどのように取り扱うのか。」との質疑があり、執行部より、「現段階で申し上げるのは難しい

が、変異株についても新型コロナウイルスから派生したものと考えられていると思われる。」との答弁がありました。

次に、議案第5号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」は、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの間の1号被保険者の保険料について定めるものであります。

委員より、「事業費合計が令和3年度から令和4年度にかけて1%程度上がり、令和5年度は令和3年度と同程度に戻っている。これは、今回の改正が影響した数字なのか。」と質疑があり、執行部より、「これからの人口動向及び要介護者の状況に応じてサービスの利用率を掛け合わせて算出したものである。人口動態によっては下がる場合もある。」との答弁がありました。

次に、議案第6号「安芸高田市八千代いこいの森設置及び管理条例を廃止する条例」は、八千代いこいの森を民間事業者に経営移行し、施設の有効活用を図るため条例を廃止するものであります。

委員より、「民間事業者へ貸付けし、経営移行を計画しているということだが、現状で貸付けの見込みはあるのか。」との質疑があり、執行部より、「市外の業者から話をいただいている。地域の振興会としては地域の宝ということもあり、これからもキャンプ場を運営していきたいという意向は頂いていた。しかし、業者からの申出があったため、振興会とも協議し、理解を得ている。」と答弁がありました。

次に、議案第7号「財産の無償貸付について」は、高宮工業団地内3社と締結している下水処理施設の無償貸借契約満了に伴い、契約期間を更新するものであります。

委員より、「施設の老朽化等への対応はどうなっているのか。」と質疑がありました。執行部より、「日常的な維持管理並びに大規模改修等における経費は3社で負担する契約内容になっている。なお、大規模改修においては、市の了解を得た上で改修をすると明記している。」との答弁がありました。

以上の議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、議案第7号「財産の無償貸付について」の件まで

の7件を一括して起立により採決いたします。

本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案7件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第11 議案第18号 令和3年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第12 議案第19号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第20号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第21号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第26号 令和3年度安芸高田市水道事業会計予算

○宍戸議長 日程第11、議案第18号「令和3年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第19、議案第26号「令和3年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件を一括して議題といたします。

本案9件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 おはようございます。

予算決算常任委員会委員長報告、令和3年度当初予算について、報告いたします。

令和3年2月24日付で、本委員会に付託された、議案第18号から第26号までの9議案の審査の結果を報告いたします。

3月9日、11日、12日の3日間、市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長の出席を求め、審査をいたしました。

令和3年度当初予算は、主要事業が次の7項目、「危機への対応」、「教育の推進」、「医療・介護・福祉の充実」、「生活環境の向上」、「産業の振興」、「文化・芸術の振興」、「多様性の構築」に区分されており、一般会計の予算規模は、192億2,000万円で、前年度と比較して1億7,821万円の減でありました。

また、特別会計予算は、前年度と比較して1億1,561万6,000円の減、下水道事業会計は、37万6,000円の減、水道事業会計は、3,997万円の増であり、各会計の合計は、309億6,075万6,000円となり、前年度と比較して2億5,423万2,000円の減となっております。

審査を通じて出された、特徴的な質疑と答弁は次のとおりです。

企画振興部の審査におきましては、委員より、「お太助ワゴンについて、運行ルートの見直しや、ICTの利活用による管理費の削減の検討を行う必要があるのではないか。」との質疑があり、執行部より「お太助ワゴンのみならず、路線バス、タクシーを含めた運行について、新しい交通体系に向けた見直しを検討したいと考えている。」との答弁がありました。

市民部の審査におきましては、委員より、「歳入において、法人税が大きく減少している要因は。」との質疑があり、執行部より、「新型コロナウイルスによる事業経営の悪化と法人税割の税率が9.7%から6.0%に引き下げられたためである。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきましては、委員より、「生活支援員制度は、今後どのように取り込まれるのか。」との質疑があり、執行部より、「現状の確認と把握を十分に行った上で、最適化・整理を進めたいと考えている。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、委員より、「中学校施設・設備等管理整備事業費の工事請負費が増額されているが、中学校の統合について協議した結果を待って改修に着手するほうが合理的ではないか。」との質疑があり、執行部より、「体育館の雨漏り対応は、数年前から簡易な修繕を行っていたが、昨年から状況が悪くなり、工事での対応をせざるを得なくなった。統合の協議は、どれだけ急いでも1年や2年では結果が出ない。子どもたちに、今できるベストな環境を整えたいと考えている。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、委員より、「新規事業のイノシシ対策モデル事業は、具体的にどのような実証実験を行うのか。」との質疑があり、執行部より、「イノシシ対策に困っている地区の中から、JAと連携して5地区を選定し、その中の1地区について地域住民の合意形成を図る集落説明会等の開催や、イノシシ対策に関する技能習得・指導助言をモデル事業として取り組むものである。最終的には、モデル地域を活用し、他の地域への講習会の開催なども行いたいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「被害防止対策の講習等は、地域の方々と猟友会も含めて取り組んできたが、これまでと違う点はどこか。」との質疑があり、執行部から、「JA広島北部と連携した形でモデル地区を選定し、地域に出向いた説明会の開催や、捕獲班との強い連携を図りたいと考えている。」と答弁がありました。

各会計の「歳入、歳出」を審査した結果、予算額、予算規模、編成内容等は適正であると判断し、議案第18号から第26号までの9議案は、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はあり

ませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第18号「令和3年度安芸高田市一般会計予算」の件から、議案第26号「令和3年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第28号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第12号)

日程第21 議案第29号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)

○宍戸議長 日程第20、議案第28号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第12号)」の件から、日程第21、議案第29号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)」の件までの2件を一括して議題といたします。

本案2件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 報告します。

予算決算常任委員会委員長報告、補正予算の分を報告します。

3月10日付で、本委員会に付託のありました議案第28号及び第29号の審査結果について、報告いたします。

去る3月12日に、市長、副市長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、審査をいたしました。

議案第28号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第12号)」は、既定の歳入歳出予算の総額に333万3,000円を増額し、予算の総額を237億8,601万7,000円とするもので、「4月執行予定の参議院議員再選挙に要する経費」を計上するものと「繰越明許費」に関するものでありました。

次に、議案第29号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)」は、既定の歳入歳出予算の総額に6,186万円を増額し、予算の総額を192億8,186万円とするもので、「参議院議員再選挙及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費」を計上するものでありました。

各会計の「歳入、歳出」を審査した結果、予算額、予算規模、編成内容等は適正であると判断し、議案第28号及び第29号の2議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第28号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）」の件から、議案第29号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。  
本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議員派遣の件について

○宍戸議長 日程第22、「議員派遣の件について」を議題といたします。
議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、決定いたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 閉会中の継続調査の件について

○宍戸議長 日程第23「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員